

陳 情 文 書 表

令2陳情第9号		令和2年5月22日受理
件 名	国内ジーンバンク（遺伝子銀行）施設を市議会議員が視察することを求める陳情	
陳 情 者	秦野市鶴巻南4丁目23番1号 コーポシンワ201号 内藤 忠彦	
陳 情 の 要 旨		
<p>「二度と日本国民を飢えさせてはならない」という政治目的の下で、稲・大麦・はだか麦・小麦及び大豆の優良な種の生産と普及における国と都道府県の責任を規定した、主要農作物種子法（以下「種子法」という。）により、地域の特性を生かして品種改良した、300以上の多様な米が全国で栽培されています。</p> <p>その種子法は2018年4月1日に、消費者はもちろん農家や農協さえあまり知らない間に廃止されました。そして、種子法が廃止された翌日に、農林水産省は種苗会社の知的財産権を守るための法律である、種苗法を大きく改定し、自家採種（自家増殖）を「原則OK」から「原則禁止」とする種苗法改定案を国会に上程しました。</p> <p>これは、UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）の1991年の改定内容に沿うもので（日本は1998年に批准）、植物の遺伝子及び個体を開発者の知的財産とし、開発者の許可なしに農家が種子を自家採種（農家が自ら生産した作物から種子を採ること）することについて禁止する法整備をUPOV条約全加盟国に促しています。この内容は日本が米国抜きで主導して11カ国が署名したTPP11の知的財産の章でも規定されています。</p> <p>種苗法により育成者権として知的財産権が登録される品種登録は、早いもの勝ちです。企業が先に品種登録したことを知らずに農家が自家増殖すれば、育成者権侵害になり損害賠償を請求されたり、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。そして共謀罪の対象になるとも言われています。</p> <p>しかし、2013年に日本が加盟した、ITPGR条約（食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約：UPOV条約より加盟国が多い）では、</p>		

「自家増殖は農民の権利」として認められていることについて、UPOV条約と整合性がとれないことに日本政府は言及を避けております。

この種子法廃止と自家増殖禁止の法整備のセット導入は1980年代以降、多国籍企業が各国で多用してきたアグリビジネスモデルです。種子法廃止によって、日本人が長い時間とエネルギーをかけて開発してきた貴重なデータは、今後、種子法が廃止された時とほぼ同時期に成立した、農業競争力強化支援法によって民間企業に渡されることになりました。さらに、多国籍企業は育成者権侵害の訴訟を多用する手法をとりますが、農家がこれは在来種だと主張しても、在来種であることを訴訟で証明するためには、膨大な時間と費用を要することから、多国籍企業に力負けして、残念ながら敗訴するケースが他国の例においてほとんどのようです。

種子法廃止に対応するため、地方自治体が条例を制定し、種子法の内容を継続する動きが促進しており、2020年4月末時点ですでに15道県が制定、準備中が8県と合計23道県に及んでいます。種苗法改定による育成者権に対応するためには、地域の在来種の保護・保存が大変重要になります。

そのためには、ジーンバンク（遺伝子銀行）が各地域に設立され、在来種の保存・保護・特性データを管理する施設があることが理想です。秦野市や神奈川県農家・農業を守るため、日本国内の既設のジーンバンクを視察していただき、その後に秦野市あるいは神奈川県において、ジーンバンクをどのような位置付けにし、どのように考えたらよいかの構想について市議会として市に意見具申をしていただきたいと考え、陳情いたします。

#### 陳情事項

日本国内に現存する「ジーンバンク」を市議会議員が視察すること。

#### ○ 視察対象施設

- 1 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センター
- 2 一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団 農業ジーンバンク
- 3 兵庫県立人と自然の博物館 ジーンバンク事業